

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から52年3月まで

昭和50年6月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後は、年度当初に市役所から送付されて来る納付書に基づき、国民年金保険料を納付していた記憶があるので、未納となっているのは納付できない。

なお、さかのぼって納付したか否かについてはよく覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、53年5月に夫婦連番で払い出されており、このころに、申立人は、国民年金に加入したものと推認され、国民年金に加入した場合、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際、さかのぼって納付することが可能な2年度分の過年度保険料について、納付書を作成し、納付勧奨を行うのが通例であった上、申立人は、社会保険事務所が保管している領収済通知書から52年4月から同年12月までの国民年金保険料を53年10月31日に過年度納付していることが確認できることから、当該期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和50年6月から51年3月までについては、上記の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではない。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

たことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年6月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行い、母親自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も集金人に納付してくれていた。保険料額は、100円から150円だったと記憶しており、申立期間について、母親は納付済みであるのに私のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年1月から同年6月までについて、申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしており、申立人の母親は、昭和36年4月から60歳になるまで保険料をすべて納付しており、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度にA市B区で払い出されたことが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるが、同事務所が保管している特殊台帳の保険料納付記録欄に、38年12月以前の期間は時効である旨の押印が有るのに対し、39年1月以降については、時効の押印が無いことから、申立人の母親は、41年4月に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、昭和37年4月に発出された厚生省（当時）の通達により、国庫金納付書を市区町村の窓口に備え付け、未納者に配布するものとされていたことから、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行った時点で、申立期間のうち時効となっていない39年1月から同年6月までの納付

書の交付を受け納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から同年 12 月までについては、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行った時点では、既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付により納付することとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、現在、統合されている国民年金手帳記号番号以外の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から52年3月まで

私が20歳になったときに、母親が区役所で国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料は、毎月、区役所で納付し、領収書をももらったが、国民年金手帳にセロテープで貼っていたために紛失してしまった。保険料の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までについては、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、40年4月以降60歳に到達するまで保険料の未納が無いことから、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる上、社会保険事務所が保管している特殊台帳の摘要欄に過年度保険料納付の申立てが有ったため発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、申立人の母親が当該期間の保険料を納付書により納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和48年2月から50年12月までについては、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は51年1月に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳は50年12月4日に新規に発行されていることから、申立人の母親は、この日に国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行った時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることになるが、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までについては申立人が所持する国民年金手帳には現年度保険料を納付したことを示す検認印が認められず、申立人が主張する納付書による納付方式は 51 年 4 月からであり申立内容と相違する。

さらに、申立人の母親が申立期間のうち昭和 48 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親若しくは申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 1167

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月及び同年11月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立内容の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月
② 昭和43年11月から44年3月

結婚前の国民年金保険料は母親が納めてくれていた。未納とされることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は1か月、申立期間②は5か月と短期間であるとともに、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、昭和43年3月に国民年金に任意加入し、60歳になるまで保険料をすべて納付しており、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間①から保険料の納付を開始している上、申立期間①の直後の昭和43年4月から申立期間②の直前の同年10月までの保険料を過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳で確認できることから、申立人の母親が、申立人の申立期間の保険料を過年度納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、A区役所の人に国民年金への加入を勧められ加入し、区役所の人が集金に来たので国民年金保険料を納付した。その時の国民年金手帳は現在持っていないが、未納とされているのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人及びその夫は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、昭和47年10月以降は付加保険料を納付するなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和36年10月ごろ夫婦連番で払い出されていることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人は、37年4月からの国民年金保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、当時、厚生省（当時）の通達に基づき、市町村が過年度保険料を収納することが可能とされていた時期であり、B市でも過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認されていることから、この納付に併せて、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月及び同年3月

私は、昭和52年2月に会社を退職したので、妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料については、妻が妻自身の保険料と一緒に納付していた。申立期間について、妻は納付済みであるにもかかわらず、私のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻については、国民年金加入期間の保険料は、すべて納付済みである上、昭和52年7月から付加保険料の納付を開始し、昭和53年度から61年4月に第3号被保険者になるまでの保険料を前納するなど、申立人の妻の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人とその妻は、一緒に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、保険料の納付についても、申立人とその妻は、付加保険料の納付を同時期から開始していることが確認できることから、保険料を一緒に納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の妻は、申立期間の保険料を昭和53年12月26日に過年度納付していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳で確認できることから、申立人の妻は、申立期間の保険料を、自身の保険料と一緒に過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和45年8月1日から同年12月30日の期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年8月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月30日に訂正し、申立期間のうち同年8月から同年11月までの標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月1日から46年4月1日まで

申立期間において、C市のD株式会社の販売代理店であるA株式会社B営業所に勤務し、建売建設営業の業務に従事したが、厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に勤務した同僚の名前も記憶しており、勤務したのは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年12月から46年4月までA株式会社B営業所に勤務したと主張しているが、雇用保険の記録及び申立人と同時期に入社したとする同僚の供述により、45年8月1日から勤務していたことが推認できる。

また、申立人が、同じ時期に当該事業所に入社し、申立人と同じ営業職であったとする同僚は、申立人が昭和45年8月から勤務し、自分と同じ営業職であったことから正社員であったはずである旨の供述をしており、当該同僚には、同年8月1日から同年12月6日までの厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の記録では、昭和46年3月31日が離職年月日となっているが、複数の同僚が、A株式会社の本社が倒産する同年2月21日の前に同社B営業所は撤退していた旨の供述をしている。また、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったのは、45年8月1日から同年12月30日までの間であり、当該事業所における最後の被保険者の資格喪失日も同日であることから、申立人も適用事業所でなくなった日の前日まで勤務していたことが認められる。

加えて、当時の総務部長及び事業主の弟は、申立人が営業職であったのであれば正社員であったはずであり、正社員はすべて厚生年金保険に加入した旨の供述をしている。

以上のことから、申立人は、少なくとも上記の申立人と同じ時期に入社した同僚の厚生年金保険の被保険者期間と同じ期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和45年8月1日から同年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和45年8月から同年11月までの標準報酬月額については、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の上記同僚の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、昭和45年8月から同年11月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に亡くなっており、他の役員も所在が不明であるため供述を得ることができず、当該事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年8月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成13年5月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を、36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月から7年4月まで
② 平成13年4月30日から同年5月1日まで

申立期間①について、給与支給額と比較して標準報酬月額が低すぎる。当時の給料明細書を持っているので、社会保険庁の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、厚生年金加入記録が空白となっているが、継続して勤務しており、当時の給料明細書には厚生年金保険料の控除の記載も有るので、加入記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立期間②について、雇用保険の記録、申立人が保管している給料明細書及び同僚等の供述から、申立人は、継続して勤務し（平成13年5月1日に株式会社Aから関連会社である有限会社Bに異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、株式会社Aに係る平成13年3月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

さらに、社会保険事務所の記録では、株式会社Aは平成13年4月30日に適用事業所でなくなっていることが確認できるが、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は関連資料が無いため不明としているが、株式会社Aは申立期間②において適用事業所でなくなっていることから、事業主は、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額について、申立人が保管している給料明細書の厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致しており、異なった金額が控除されていた事実は確認できなかったことから、申立てに係る事実を認めることはできない。

このほか、申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に、資格喪失日に係る記録を36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から36年3月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年4月1日まで
私は、申立期間に、A株式会社に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、記録が無いとの回答であった。再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は大学院を卒業後、昭和35年4月1日から1年間A株式会社において勤務していたとしており、複数の同僚は、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していた旨の供述をしている。

また、申立人は、当該事業所の経理課で伝票処理を行う業務に従事し、その伝票処理方式は同社の経理部長が考案した独自のものであったことを勤務の根拠としており、これについて、当時の経理課長及び申立期間に勤務していた他の従業員は、独自の伝票処理方式を知っているのであれば、この方式は、当時、当該事業所における独自のものであるため、申立人が勤務していたことに間違いはない旨の供述をしている。

以上のことから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、当時の経理課の人数については、正確には特定できないものの、複数の従業員が記憶していた当時の経理課に勤務していた者10人について、社会保険庁の記録において、全員の申立期間を含めた期間における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、申立期間に勤務していた従業員の1人は、「当時はアルバイト、パート、派遣社員は一切おらず、待遇についても健康保険、厚生年金保険、失業保険は完備していた。」と供述している。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、当該事業所は既に解散しているため、関係書類は保管しておらず、厚生年金保険の届出については不明であるが、事業主の家族であった上記の経理課長は、申立人に係る厚生年金保険料については給与から控除していたと推察する旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同世代で同様の仕事をしていた同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和35年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から36年3月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に亡くなっており、当時の経理課長で後の役員は、資料は保管していないものの、申立人の保険料を納付したと思う旨供述している。しかし、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年4月から36年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A、B工場における資格喪失日に係る記録を昭和32年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和29年11月から30年5月を1万4,000円、同年6月から32年1月を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月1日から30年6月1日まで
② 昭和30年6月1日から32年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和29年11月から30年6月までの7か月間及び同年6月から32年2月までの期間について加入期間が無いことがわかった。この間はそれぞれC株式会社D工場に出向していた期間及び株式会社Aに復社して勤務していた期間であり、当該期間も含めて株式会社Aに勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、株式会社A、B工場において、昭和21年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、29年11月1日に資格を喪失後、32年2月1日に同法人において再度資格を取得しており、29年11月から32年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

申立人はこの期間について、C株式会社D工場に出向し、その後、株式会社A、B工場に戻って勤務していた期間であったとしている。

これについて、株式会社Aの人事記録には、申立てどおりの記録が記載されており、申立人が昭和29年11月1日から30年6月1日まではC株式会社に出向のうえ勤務し、同年6月1日から株式会社A、B工場に戻って勤務していたことが確認できる。

また、株式会社A健康保険組合の記録では、申立人は同社において昭和21年4月9日から61年10月21日まで被保険者であるほか、雇用保険の記録においても、同社において22年11月1日から61年10月20日まで雇用保険の被保険者であるため、申立期間においては、同社において引続き健康保険及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人及び申立人と共にC株式会社にチームリーダーとして出向した当時の上司は、給与は株式会社Aからも支給されていた旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に株式会社Aにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年10月の社会保険庁の記録から29年11月から30年5月を1万4,000円、32年2月の社会保険庁の記録から30年6月から32年1月を1万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が処理を誤ったとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年11月から32年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和30年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、30年5月から同年11月までは6,000円、同年12月から32年4月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月25日から32年5月1日まで

私は、昭和30年5月25日に、C市D区にあるA株式会社に入社し、定年退職扱いになる平成3年6月20日まで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の未加入となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職所得の源泉徴収票、雇用保険受給資格者証及び同社の保管する退職者一覧台帳等の複数の資料並びに同僚の供述から、申立人が昭和30年5月24日から、当初は臨時工として、同年12月21日からは正社員として当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する厚生年金保険手帳に、A株式会社の名称・所在地を示すゴム印が押され、A株式会社において厚生年金保険の被保険者となった日は昭和30年5月25日、被保険者でなくなった日は平成3年6月21日の記載がある。

さらに、当時の経理担当者は、昭和29年から32年ごろまでの間に順次、A株式会社E工場が同社F工場へ移転した時と、厚生年金保険の本社一括適用

の時期とが重なり、届出についての手続ミスがあり、厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、適正な届出が行われなかった旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社が保管する申立人に係る労働契約書及び同社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年5月の記録から、申立期間の標準報酬月額を、30年5月から同年11月までは6,000円、同年12月から32年4月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記のように、当時の経理担当者は、当時、申立人の厚生年金保険の届出について、適正に行われなかった可能性がある旨の供述をしており、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（昭和39年5月2日からB株式会社に名称変更。）における申立期間①については、同社C本社の資格喪失日及び同社D営業所の資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、標準報酬月額を、7,000円とし、申立期間②については、同社D営業所の資格喪失日に係る記録を41年3月1日に訂正し、標準報酬月額を、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和14年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①昭和35年3月31日から同年4月15日まで
②昭和41年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和33年3月1日からA株式会社（昭和39年5月からB株式会社に名称変更。）に入社し、平成6年4月26日の退職まで途切れることなく勤務した。昭和35年4月15日付でC本社からD営業所に転勤時及び41年3月1日付でD営業所からC本社に転勤となった際に、各1か月、合計2か月の空白が生じているのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間においてB株式会社に継続して勤務し（申立期間①については昭和35年4月1日に同社C本社から同社D営業所に異動、申立期間②については41年3月1日に同社D営業所から同社C本社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額について、申立期間①については、昭和35年2月の社会保険事務所の記録から7,000円とし、申立期間②について

は、41 年 1 月の社会保険事務所の記録から 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、申立期間①について事業主が資格喪失日を昭和 35 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難い。また、申立期間②については事業主が資格喪失日を 41 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が 35 年 3 月 31 日及び 41 年 2 月 28 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 35 年 3 月分及び 41 年 2 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A、B営業本部における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年5月1日まで

昭和39年4月1日に、財団法人C、B支社D課から株式会社A、B営業本部のE営業所に移籍となり、42年6月1日にF営業所に転勤するまで勤務したが、社会保険庁の記録では、昭和39年4月1日から、5月1日までの1か月間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び株式会社A、B営業本部の後継事業所である株式会社Gが保管している申立人の人事記録、並びに当時の上司の供述により、申立人が株式会社A及びその関連会社に継続して勤務し(昭和39年4月1日に財団法人Cから株式会社Aに移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社A、B営業本部に係る昭和39年5月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社A、B営業本部の事業を承継している株式会社Gは、照会に対して「当時の資料は保管されていないが、当時の状況から申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除してい

たが、社会保険事務所に対し厚生年金保険料を納付していなかったと考える。」と回答していることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和62年7月1日、資格喪失日が同年12月1日とされ、当該期間のうち、同年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における資格喪失日を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月30日から同年12月1日まで

A株式会社(現在は、B株式会社)での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和62年11月30日となっているが、同年12月1日の誤りなので、C株式会社を代理人として、厚生年金保険の加入記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者記録については、平成20年12月18日に事業主より提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届・喪失日訂正に基づき資格喪失日が、昭和62年11月30日を同年12月1日に訂正されている。当該訂正においては、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は関連会社のC株式会社を代理人として、当委員会に対し、上記期間について年金記録の確認を求めているものであるが、代理人が提出した「理由書」及び「証明書」の記載内容により、申立人は、申立期

間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録の訂正を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和62年12月1日に訂正し、申立期間を被保険者期間とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社に係る昭和62年10月の社会保険庁の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時社会保険事務手を担当していた社員が資格喪失日を1日間違えて届出をしたと認めており、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 15 日から 37 年 10 月 26 日まで
退職時に健康保険証は会社へ返納したが、年金証書は次の会社(夫の会社)の事務職に入るときに会社に提出するように言われて持たされた。次の会社で厚生年金保険に加入したが被保険者番号が前の番号と違っているのに気付き、昭和 51 年 2 月 26 日に番号重複取消届を提出した。退職から支給までの期間も約 5 か月と長く、不自然だと感じている。申立期間について厚生年金保険の脱退手続をした記憶はなく、脱退手当金を受領した覚えもないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の被保険者名簿に記載されている女性 20 人のうち、脱退手当金の受給資格が有る女性 6 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が有る者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は申立期間後、別の事業所で厚生年金保険に加入した時、被保険者記号番号が申立期間の被保険者記号番号と別番号であることに気付いたとして昭和 51 年 2 月 26 日に被保険者記号番号重複取消届を提出しており、同年 2 月に申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名が旧姓から新姓に訂正されたことが記載されているとともに、別の事業所の被保険者名簿において申立人の被保険者記号番号が重複取消しされたことが記載されていることから、申立人の主張どおり、当時申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難

い。

さらに、申立期間に係る事業所の被保険者名簿では、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されると考えられる申立人の氏名が誤ったままである上、脱退手当金を支給したことを意味する「脱手」表示が有り、脱退手当金の受給要件を満たす男性が申立人以外に1人みられるが、その者は社会保険庁のオンライン記録では脱退手当金を受給していないなど、脱退手当金の支給に関する記録の管理が適正に行われていなかった可能性もうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から62年6月まで

私は、昭和53年4月ごろからA町に行き、寺の住職をしていた。同町で国民年金の加入手続きを行い、納付書で納付したような記憶がある。申立期間が未納とされているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町（現在は、B市）に転居した昭和53年4月ごろに、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、62年2月にA町に転居した申立人の元妻と一緒に、同年3月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、A町が保管する被保険者名簿において、申立人の元妻と共に申立期間の国民年金保険料は未納と記載されており、納付済みとなっている昭和62年7月から平成元年3月までの保険料は、同年3月に転居したC市において、同年10月18日に納付可能であった同期間の保険料を過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録で確認できることから、申立人が、A町で、申立期間の保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

また、上記の手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、昭和53年4月から61年3月までについては、国民年金保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からもさかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付

したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から61年3月まで
私の国民年金は、毎月集金人に、国民年金保険料を納付してきた。申立期間について免除の申請をしたことは無く、保険料の納付記録がないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について免除申請は行っておらず、毎月集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A市が昭和51年4月以降の国民年金保険料の納付状況を記載している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は申請免除期間とされており、37年9月に国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妻も、同期間は申請免除となっており、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、申立人が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和57年分所得税源泉徴収簿及び58年、59年の源泉徴収票等を提出し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、下記のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料とは考え難い。

- i) 昭和57年分所得税源泉徴収簿は、記載されている社会保険料控除額が国民年金保険料を区分したものとはおらず、記載されている保険料額も当該年に納付すべき国民年金保険料額とは相違すること。
- ii) 提出された昭和58年の給与所得者の保険料控除申告書に、12万5,280円と記載されている国民年金保険料の納付期間が不明である上、国民

健康保険料として8万5,240円の計21万520円が記載されているが、申立人の源泉徴収票では30万3,880円と記載されていること。

iii) 昭和59年の源泉徴収票は、保険料額として30万1,590円記載されているが、これは併せて提出されている59年分給与所得者の保険料控除申告書において国民健康保険料と記載されていること。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで

私は、昭和56年6月に結婚し、A市で国民年金の加入手続を行った。その後、B市に転居した際、住所変更届を行った記憶はあるものの、国民年金の資格喪失届を提出した覚えはない。国民年金保険料の納付については、C銀行で口座振替をしていたが同銀行は7年前までしか調べることができないと言われたので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年6月に、A市で国民年金の加入手続を行い、申立期間について、C銀行で口座振替により国民年金保険料を納付しており、国民年金資格喪失届を提出した覚えはないと主張しているが、以下の点からみて、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えるのが相当である。

- i) A市が保管している国民年金被保険者名簿によれば、昭和58年3月1日に資格を喪失した旨の記載が有ることから、申立人はこの日に任意被保険者資格喪失の届けを行ったものと考えられ、その後、61年4月1日に第3号被保険者になるまでの間、申立人が国民年金に加入した記録は無く、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致していること。
- ii) 申立期間のうち、昭和58年12月から居住していたB市の国民年金収滞納リストでは、申立人は「登載なし」と記載され、同市において被保険者として取り扱われていなかったことが確認できること。
- iii) 申立人が口座振替により保険料を納付していたとするC銀行D支店で現存していた昭和60年12月から61年3月までの申立人の取引明細から納付の事実が確認できないこと。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

私は、区役所から、国民年金の加入手続と未納期間について、さかのぼって国民年金保険料を納付することができるとの通知を受け、夫と二人分で30万円から35万円の保険料を郵便局で一括納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所からの国民年金加入勧奨を受けて国民年金に加入し、申立人とその夫の二人分の国民年金保険料として30万円から35万円を一括納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人とその夫は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、社会保険事務所が保管している領収済通知書により、申立人は47年4月から50年3月までの分として2万9,850円を50年12月24日に、申立人の夫は44年4月から50年3月までの分として6万2,250円を50年12月25日にそれぞれ一枚の納付書で納付していることが確認でき、申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、国民年金に加入した時点で60歳まで国民年金保険料を納付しても、国民年金老齢年金の受給資格を得るには27か月不足していることから、過年度納付及び特例納付により36か月分を、申立人の夫も、国民年金の加入手続を行った時点から60歳まで保険料を納付しても、国民年金老齢年金の受給資格を得るには72か月不足していることから、72か月

分を納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年10月まで
私の国民年金については、私が20歳になった平成5年5月に母親が市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も母親が納めてくれていたので、申立期間が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった平成5年5月に申立人の母親が国民年金の加入手続を市役所で行ったと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号が記載されているA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に受付年月日として7年9月8日を表す「7・9・8」との記載が有ることから、この日に、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は、時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期でもない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金加入資格取得日である平成5年5月30日の記録は、13年9月10日に追加登録されていることから、この時点までは、申立人の資格取得日は当初、7年9月3日であったため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親は申立人の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人若しくは申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年2月1日まで

私が、有限会社Aに取締役として勤務していた申立期間の標準報酬月額は、9万8,000円となっている。申立期間当時は、保険料の滞納について役員である自分が社会保険事務所と協議していた。私の役員報酬は申立期間当時、20万円ぐらいであった。自分が社会保険事務所と話合いの結果、書類を提出したが、標準報酬月額を20万円ぐらいに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改訂又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の標準報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

社会保険庁の記録によれば、有限会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、平成6年5月11日付けで、当初41万円と記録されていたところ、5年4月1日までさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。また、申立人は当該事業所の経理事務を担当しており、申立期間当時は標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除して

いたと供述している。

しかし申立人は申立ての当初、申立期間当時の実際の報酬月額が 20 万円ぐらいであったと供述していたが、その後の供述では、申立人が給与として受け取った金額のなかに、会社に対する貸付金の返済金として 10 万円が合算されており、実際の給与額は 10 万円程度であったと述べている。

したがって、平成 6 年 5 月 11 日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の訂正処理については、5 年 4 月 1 日以降の申立人に対する実際の報酬月額に見合う額の届出が行われたと認められることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 14 年 4 月 1 日か 20 年 8 月 15 日または 30 日まで
② 昭和 25 年 1 月 1 日から同年 4 月 30 日まで

申立期間①について、昭和 14 年 4 月 1 日から株式会社 A、B 支店（現在は、C 株式会社）に勤務し、昭和 17 年に同社に在籍のまま、陸軍特殊部に軍属として徴用され D 国に渡り、その後 E 国により抑留された後、帰国した。この期間について厚生年金保険の記録がないが、入社時から健康保険があったので、厚生年金被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、昭和 22 年 10 月 22 日から 25 年 4 月 30 日まで F 協同組合に勤務したにもかかわらず、25 年 1 月 1 日から同年 4 月 30 日までの厚生年金保険の加入記録がない。この期間については変わることなく勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、人事記録及び同僚等の供述から、申立人が昭和 14 年 3 月 27 日から 17 年 7 月 31 日まで株式会社 A、B 支店に勤務していたことは認められるが、上記の人事記録において、申立人が 17 年 7 月 31 日付けで当該事業所を退社した旨の記載がある上、上記同僚の供述においても申立人の同年 8 月以後の当該事業所における勤務実態は確認できない。

また、上記で認められる申立人の勤務期間のうち、昭和 17 年 6 月までの期間については、労働者年金保険制度及び厚生年金保険制度の実施前の時期であり、制度上申立人は労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者となることはできない期間であるため、労働者年金保険料または厚生年金保険料を事

業主から控除されていたとする申立人の主張は合理性に欠ける。

さらに、申立人は、「株式会社Aに在籍のまま徴用された。」と供述しているが、申立期間前後に株式会社Aに勤務し、徴用されたと供述している複数の同僚についても、徴用された期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当時当該事業所では、徴用された従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、同僚等の供述から、申立人がF協同組合に勤務していた事実は推認できるが、当該事業所は昭和25年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当該事業主の複数の後継者に確認しても、申立期間当時の厚生年金保険料の控除を示す給与明細書等の関連資料の存否も不明のため、申立てに係る事実は確認できない。

また、当時F協同組合に勤務していた複数の従業員が、G協同組合に移籍し、昭和25年1月4日に厚生年金保険被保険者として資格取得しているため、G協同組合についても調査したところ、当該事業所は34年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も亡くなっているため、申立期間当時の事業主の後継者に照会したが、申立期間当時の関連資料は保管されておらず、申立人が申立期間において、G協同組合で、厚生年金保険の被保険者資格を取得した事実は確認できない。

さらに、申立期間においてF協同組合及びG協同組合に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 29 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 30 日
②昭和 52 年 1 月 1 日から 53 年 12 月 31 日

申立期間①のA株式会社ではトラックの助手として勤務した。申立期間②のB株式会社C工場ではプラスチック製品の成形工として勤務していた。両申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間①については、申立人が記憶している複数の同僚の名前が社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている上、申立人の記憶している当該事業所の勤務状況と当該同僚の記憶が合致しているため、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は平成 10 年 8 月に解散し、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の関連資料の存否も不明であるため、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立期間当時当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人のA株式会社における正確な勤務期間及び申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており欠番もみられないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

B株式会社C工場（現在はD株式会社E工場）に係る申立期間②について

は、当該事業所に保管されている電子データ上の人事記録によれば、申立人が昭和 52 年 9 月 5 日に当該事業所に入社した記録は確認できるものの、勤務実態、退職日等の情報は上記データに残されていないため、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険事務所の B 株式会社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており欠番もみられないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人に係る年金記録をみると、昭和 47 年 2 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料は全額免除期間となっており、申立期間②は当該期間に含まれるため、申立期間②において給与から厚生年金保険料が控除されていたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

さらに、申立人の申立期間②に係る雇用保険の記録についても確認できない。

このほか、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料および周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 21 日から同年 2 月 28 日まで
昭和 42 年 2 月 20 日に A 社を退職し、同年 2 月 21 日から株式会社 B に勤めた。毎月、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の未加入期間はないものと思っていたのに、社会保険事務所で昭和 42 年 2 月 21 日から同年 2 月 28 日まで厚生年金保険が未加入といわれた。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社 B からの回答並びに申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において勤務していたことは認められる。

しかし、株式会社 B に照会したところ、当時の事業主及び事務担当者は既に亡くなっており、当時の関連資料も現存していないと回答しているため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、当時株式会社 B に勤務していた複数の同僚に対し、本人が記憶する入社月と厚生年金保険の加入記録について照会したところ、入社月の翌月から当該事業所における厚生年金保険の加入記録が始まっている者が複数みられるため、当時、当該事業所においては、入社後ただちにすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 34 年 9 月 30 日
② 昭和 35 年 12 月 26 日から 36 年 2 月 28 日

申立期間①のA株式会社では船員手帳に「昭和 39 年 4 月 9 日社命による退職」と記載され、同年 10 月 1 日再度資格取得となっているが、そのような心当たりがなく納得がいかない。申立期間②についてもA株式会社またはB株式会社に勤務していたと思う。船員保険の加入期間が欠落していることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間①については、申立人が所持している申立間当時の船員手帳に、申立人が昭和 34 年 4 月 9 日付けをもって社命により退職した旨の記載と、C局D職業安定所の押印がある上、申立期間を含む同年 4 月 21 日から同年 11 月 17 日までの期間中、26 回にわたり 180 日分の失業給付を受給したとの記録がある。

また、申立期間当時当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた事実は確認できない。

さらに、当該事業所に残されている人事記録に、昭和 29 年 4 月 5 日に資格取得し 34 年 4 月 1 日に資格喪失、及び 34 年 10 月 1 日に資格取得し 35 年 12 月に資格喪失、の記載がある。

これらを総合的に判断すると、二つの期間の間にあたる申立期間について申立人が船員保険の被保険者であった事実は確認できず、申立人が申立期間に係る船員保険料を給与から控除されていた事実を確認することはできない。

A株式会社又はB株式会社に係る申立期間②については、A株式会社の人事記録において、退職日が昭和 35 年 12 月 26 日と記載されている上、B株式会社に保管されている人事記録には、入社日が昭和 36 年 3 月 1 日と記載され

ており、これら人事記録の記載は社会保険事務所の当該両事業所に係る被保険者名簿の記載と一致しているため、申立人が申立期間において船員保険の被保険者であった事実は確認できない。

また、申立期間当時当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた事実を確認するための供述を得ることはできない。

加えて、申立人が所持している船員手帳には申立期間②の乗船記録が記載されていない。このことについて当該事業所の従業員は「船員は船員手帳を所持しないと船に乗れないため、ページが途切れなく連続していて船員手帳に記載が無いということは、その間船に乗っていなかったことの証明になる。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から平成 7 年 11 月 1 日まで
昭和 46 年 3 月から A 社に勤務したが、1 年ぐらい遅れて、私の厚生年金保険への加入手続をしてくれた。社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録には、同社に勤務した全期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する普通預金通帳により申立期間の一部期間に係る「A 社 B (個人名)」から申立人への給与振込額が確認できるが、給与の内訳については不明であることから、当該給与振込額からは、申立人が主張する標準報酬月額を上回る厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、「A 社 B (個人名)」は、平成 9 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在が不明であるため、当時の賃金台帳等関連資料について確認することができないことから、申立てに関する事実を確認することはできない。

さらに、複数の同僚に照会を行ったが、標準報酬月額に係る記録の誤りの有無等に関する供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所の保管する「A 社 B (個人名)」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁の記録によると、申立人は昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得してから平成 7 年 10 月までの申立期間について、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 26 日から平成 4 年 1 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、株式会社Aに勤務していた昭和 56 年 5 月 28 日から平成 21 年 2 月 14 日までの期間のうち、申立期間の記録が抜けていることが判明した。申立期間においても継続して同事業所に勤務しており、厚生年金保険の未加入期間となっていることは考えられない。

社会保険庁の記録によると、申立期間に国民年金の納付済期間や第3号被保険者としての期間の記録があるが、当時、私は夫の扶養家族とはなっていないなかったので、社会保険庁の入力ミスではないか。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したところ、申立人について、期間の特定はできないものの、申立期間のうち、一部の期間については勤務していなかったとの供述が得られた上、株式会社Aが保管する「社員名簿」によると、申立人は、昭和 57 年 4 月に退社した後、60 年 4 月にパートとして再度入社したことが確認できる。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」において、申立人は、昭和 57 年 3 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同月中に健康保険証が返納された旨が記載されており、その後、平成 4 年 1 月 28 日付けで、厚生年金保険の被保険者資格取得届が社会保険事務所へ提出されていることが当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により確認できる。

さらに、当該事業所が保管する申立人に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、平成元年分から3年分までの期間については、社会保険料控除額の記載が無く、4年分については記載されていることが確認でき、申立人に係る「給与台帳」によると、元年4月分から4年1月分までの期間の給与からは社会保険料が控除されておらず、同年2月分以降の給与から控除されていることが確認できる。

加えて、B市からの回答によれば、申立期間のうち、昭和57年4月から59年5月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していること、及び61年4月1日付けで国民年金第3号被保険者となり、平成4年1月20日に当該被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の夫が勤務していたC株式会社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険被扶養者（異動）届」によると、申立人は、昭和60年5月1日付けで、夫の健康保険の被扶養者と認定され、平成4年1月30日付けで就職を理由として、被扶養者から抹消されたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険庁の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 1 月 21 日まで株式会社Aで、同年 12 月 1 日からB株式会社（現在は、C株式会社）で、それぞれ加入していることになっているが、両社は同じ会社のはずであり、私はD市E区F（地域名）でキーパンチャーの仕事を継続して行っていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社AとB株式会社は合併しており、同じ職場で継続して勤務していたと主張しているが、法人登記簿謄本によれば、両事業所は所在地が異なり、別会社であることが確認できるほか、B株式会社に照会したところ、「株式会社AとB株式会社が合併した事実は無い。」と回答している。

また、株式会社Aは既に解散し、昭和 49 年 1 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなり、当時の賃金台帳等関連資料についても存否が不明であるため、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、株式会社Aの複数の元同僚に照会したところ、キーパンチャーの責任者であったとする元同僚は、「株式会社Aが無くなるとのことで全員退職し、私は、翌月の昭和 49 年 2 月から他の会社で勤務した。」と供述しており、当該元同僚は、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、昭和 49 年 1 月 21 日付けで資格喪失していることが確認できる。

加えて、B株式会社に照会したところ、当該事業所が保管する申立人に

係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得日は昭和49年12月1日と記載されていることが確認できるほか、雇用保険の被保険者記録においても、申立人は同日付けで被保険者資格を取得し、社会保険事務所の記録と一致していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出をしていたことが確認できる。

また、B株式会社の複数の元同僚に照会しても、申立人の勤務期間及び申立期間における厚生年金保険の適用について事実を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間について、株式会社A及びB株式会社における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月14日から29年9月10日まで
事業所を退職する際、担当者から厚生年金保険の一時金を受け取ることができると説明を受けたが、脱退しないと返答し、脱退手当金は請求しなかった。

脱退手当金を受け取った覚えはないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和29年11月18日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す支給金額、支給年月日である「4,455円 29.11.18」等が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日等は社会保険庁のオンライン記録に一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと見当たらぬ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 859 (事案 372 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 37 年 2 月 28 日まで
昭和 31 年 10 月 1 日から 37 年 2 月 28 日まで A 株式会社 に勤務していたが、請求 手 続 を した 記 憶 が 無 い に も か か わ ら ず、脱 退 手 当 金 を 受 給 し た こと に な っ て い る。

今回、再申立てに当たり、元同僚から脱退手当金をもらっていないことを記載してもらったので、コピーを提出する。

なお、社会保険庁の職員が書いた厚生年金保険被保険者証を預かった旨の申立書のコピーも改めて提出する。再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 37 年 10 月 15 日に支給決定されていることから、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年 2 月の前後 2 年以内に資格喪失した者で脱退手当金の受給資格が有る 7 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できる 3 人全員について資格喪失日の約 3 か月から 8 か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることから、事業主による代理請求がなされた可能性も考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、元同僚から、「申立人は厚生年金保険脱退手当金を受領していな

い。」との証言が得られたことを理由とする申立人の再申立てを受けて、再調査したところ、元同僚は、申立人から申立人が脱退手当金を受給していないと聞いたのは、退職後 10 年以上、申立人が退職してからは 15 年以上経過してからであるとしていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受領していないことを裏付ける証言とは認め難い。

また、申立人は、当初の委員会の判断理由に記載のとおり、申立人が厚生年金保険の資格喪失当時の被保険者名簿に、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が有るが、今回、資格喪失日が申立人と比較的近接し、「脱」表示が有る 5 人について社会保険庁のオンライン記録で確認したところ、いずれも資格取得日や資格喪失日は、当時の記録とオンライン記録とが一致しており、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から36年1月15日まで
A株式会社に勤務した厚生年金保険被保険者期間は、社会保険庁の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った覚えはないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年4月26日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 36.3.9」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。